

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 1 号

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例<br/>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 141 条第 8 項及び第 143 条第 15 項の規定に基づき、<u>県議会議員及び知事</u>の選挙における法第 141 条第 1 項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第 143 条第 1 項第 4 号の 2 の個人演説会告知用ポスター（知事の選挙の場合に限る。）及び同項第 5 号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公営)</p> <p>第 2 条 県議会議員及び知事の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500 円に、その者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第 100 条第 4 項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により県に帰属することとならない場合に限る。</p> | <p>県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例<br/>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 141 条第 8 項、<u>第 142 条第 11 項</u>及び第 143 条第 15 項の規定に基づき、<u>県議会議員又は知事</u>の選挙における法第 141 条第 1 項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに<u>法第 142 条第 1 項第 3 号のビラ</u>並びに法第 143 条第 1 項第 4 号の 2 の個人演説会告知用ポスター（知事の選挙の場合に限る。）及び同項第 5 号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公営)</p> <p>第 2 条 県議会議員及び知事の選挙における候補者（以下<u>第 6 条及び第 8 条を除き</u>「候補者」という。）は、64,500 円に、その者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第 100 条第 4 項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により県に帰属することとならない場合に</p> |

限る。

(ビラの作成の公営)

第6条 知事の選挙における候補者（以下「知事候補者」という。）は、7円30銭に法第142条第11項のビラの作成枚数（当該作成枚数が、同条第1項第3号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成における公費の支払)

第8条 県は、知事候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該知事候補者を通じて法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該知事候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円30銭

(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に365,000円を加えた金額を当該ビラ

(ポスターの作成の公営)

第6条 候補者は、第8条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙区(県議会議員の選挙の一部無効による再選挙及び知事の選挙の場合にあつては、当該選挙の行われる区域。以下同じ。))におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数)を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ポスターの作成の契約締結の届出)

第7条 [略]

(ポスターの作成における公費の支払)

第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) [略]

(補則)

の作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、第11条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙区(県議会議員の選挙の一部無効による再選挙及び知事の選挙の場合にあつては、当該選挙の行われる区域。以下同じ。))におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数)を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 [略]

(ポスターの作成における公費の支払)

第11条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) [略]

(補則)

第9条 [略]

第12条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成19年3月22日から施行する。